

## 豊橋市公共施設のあり方検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公共施設等の最適化に向けて、外部の視点から意見を求めることを目的として設置する、豊橋市公共施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 公共施設の複合化（再配置）に関すること。
- (2) 公共施設の受益者負担に関すること。
- (3) その他、公共施設のあり方に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。